

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和2年3月19日)

- 1 建設工事に係る入札制度の見直しについて
【県土総務課】……1ページ
- 2 東部地区都市計画区域マスタープランの見直しに係る今後の進め方について
【技術企画課】……3ページ
- 3 県管理道路に隣接する土砂災害警戒区域(急傾斜)の緊急点検の結果について
【道路企画課・治山砂防課】……4ページ
- 4 米子自動車道4車線化整備箇所を選定について
【道路企画課】……5ページ
- 5 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
【技術企画課・道路建設課・河川課・治山砂防課・空港港湾課】……6ページ

県土整備部

建設工事に係る入札制度の見直しについて

令和2年3月19日

県土総務課

1 調査基準価格（最低制限価格）の改正 [土木系工種:250万円以上2億円未満]

従来から、調査基準価格(最低制限価格)の算定にあたっては、企業活動に最低限必要となる一般管理費を計上しているが、建設業の喫緊の課題である担い手育成、ICT等の新技術導入に要する経費等も今後の企業経営に必要な経費として新たに計上する考え方に基づき、一般管理費を引き上げる算定式に見直します。

予定価格	算定式(改正前)	算定式(改正後)
250万円以上 4千万円未満	直接工事費×1.00	直接工事費×1.00
	共通仮設費×1.00	共通仮設費×1.00
4千万円以上 2億円未満	現場管理費× α (0.986~0.921)	現場管理費× α (0.996~0.935)
	一般管理費×0.55	一般管理費×0.60
4千万円以上 2億円未満	直接工事費×1.00	直接工事費×1.00
	共通仮設費×1.00	共通仮設費×1.00
4千万円以上 2億円未満	現場管理費× β (0.989~0.903)	現場管理費× β (0.999~0.916)
	一般管理費×0.45	一般管理費×0.50

※ α 、 β は予定価格によって変動する係数(予定価格が低いほど係数が高くなる算定式。)

(参考)建設工事(土木系工種)における各種基準価格の水準

	250万円	4千万円	2億円	WTO
予定価格 <100%>	調査基準価格 (最低制限価格)			
<概ね92%> <現状91.5%>				
<概ね88~90%>	(失格基準価格) 失格		調査基準価格	
<概ね85%>	(失格基準価格) 失格		(個別設定) 失格	

2 災害復旧工事の入札不調対策

平成30年に発生した災害では、県内において平成最大の公共土木施設被害額となったが、災害復旧工事では入札不調が相次いだため、今後の災害に備え、入札不調が発生しないための対策を講じます。

(1) 受注額減点※の特例

平成30年災害のように大規模災害が発生(又は地域的に集中して発生)し、県土整備部長が必要と認めた場合、指定した災害の災害復旧工事は受注額の対象外とできるように入札制度を改正します。(「総合評価運用ガイドライン」の受注額の取り扱いを改正)

※受注額減点

・会社毎の年平均受注額に応じ、受注する度に年度当初の持ち点を減点していくもので、特定の会社に受注が集中することを抑制し、県内の建設業界等にとって公平かつ適正な受注環境を確保するもの。

・通常事業の工事発注がある中、突発的に発生した災害復旧工事では、復旧に協力したい気持ちはあるものの、通常工事と同じように受注額を減点されてまで受注したくないといった声が、業界から寄せられている。

(参考)総合評価入札における受注額の配点

区分	入札 価格 点数	施工能力点数											技術 提案 点数	計
		会社の施工能力			配置技術者の施工能力				受注 額	施工 体制	地域 点	資格 停止 (減点)		
		工事 成績	同種工 事実績	企業 経営	工事 成績	同種工 事実績	資格	C P D						
①地域密着型	90	—	1	—	—	—	1	1	1	4	4	0	—	102
②簡易評価型	60	15	5	3	5	2	2	1	4	4	4	0	—	105
③技術提案評価型	60	5	5	—	5	2	2	1	—	4	4	0	20	108

受注額…能力以上の受注を抑制することを目的とし、受注する度に年度当初の与点4点(地域密着型1点)を減点する。

$$\text{受注額} = 4(\text{又は}1) \times \left[1 - \frac{\text{県工事受注額}}{\text{県工事平均受注額又は(生産指標額} \times k1)} \right]$$

※生産指標額の上限額、係数k1及び県工事平均受注額の上限額は県土整備部長が別に定める。

○過去の大規模災害の状況

年 災	異常気象名	箇所数	査定決定額(千円)
平成10年	台風10号	1,078	8,194,319
平成12年	鳥取県西部地震	672	9,953,817
平成16年	台風21号・23号	749	10,786,380
平成18年	7月豪雨	539	4,781,754
平成23年	台風12号・15号	535	8,112,541
平成28年	中部地震	130	1,638,669
平成29年	台風18号・21号	198	2,705,473
平成30年	7月豪雨・台風24号	681	12,609,548

(2) 予定価格の事前公表

建設業者が真の技術力・経営力により競争できる環境を整えるため、平成21年度から予定価格の事後公表に取り組んでいるが、災害復旧工事については、建設業者の積算の負担軽減を図るため、発注機関が必要と認めた場合は、事前公表が可能になるよう要領を改正します。

(参考)事後公表対象(現行) … 土木一般(A級・B級) 原則すべて
土木一般(C級・D級) 発注件数の2分の1

3 今後のスケジュール

令和2年3月 上記1、2に関する要領等改正

令和2年4月～ 適用

東部地区都市計画区域マスタープランの見直しに係る今後の進め方について

令和2年3月19日
技術企画課

現在の都市計画区域マスタープランが策定された平成16年以降、市町村合併や人口減に転じたこと、少子高齢化の進展等、社会情勢が大きく変化したことを踏まえ、東部地域の6つの都市計画区域について都市計画区域マスタープランの見直しを行うこととし、地域住民との意見交換、県都市計画審議会での予備審議等の事前調整を行いましたので、その状況を報告します。

1 見直しのポイント

○山陰道が供用開始し、新たな広域的な道路網形成として「南北線」をこの度位置づける。
○都市機能の拠点形成と、都市部と農村部などの拠点間ネットワークを強化し、持続可能なまちづくりを目指す。
○鳥取都市計画区域は区域区分を維持。その他の都市計画区域は区域区分を行わない(現状を維持)。
○都市のスプロール化や低密度化の進行を抑制するため、市街化区域は原則拡大しない。
○地域毎の独自性を尊重したまちづくりを進めるため、都市計画区域の再編(統合)は行わない。

2 住民意見の聴取

[アンケート対象] 鳥取市内の住民 3,540人 (回答数 1,196人) ※「市街化、調整区域、境界付近」各 1,180人

アンケート調査結果	見直し案への反映
・区域区分による土地利用規制に関して特段支障を感じていない。	・区域区分を維持する。

[意見交換会] 鳥取都計区域で規制の強い市街化調整区域の自治会及び各総合支所地域審議会

意見交換会での主な意見	見直し案への反映(具体的な記載例)
・耕作放棄地を活用すべき。	・優良農地の保全と耕作放棄地の解消に向けた取組を進める。
・土地利用規制について特段の支障は無いが、柔軟性は必要。	・既存集落の地域コミュニティ維持に向けて、必要に応じて地区計画等を活用して、日利用便施設など必要機能の立地を図り、自然や営農と調和した居住環境の形成を図る。
・ネットワーク強化による市街地と中山間地域の連携が重要。	・広域的な連携道路としての南北線の整備促進や、区域内の地域連携道路の整備など、交通機能の強化を図る。

3 鳥取県都市計画審議会での審議

これまで、4度にわたり予備審議を実施し、見直し案の内容について了解いただいた。

主な意見	意見への対応
市町村合併により鳥取市内には複数の都市計画区域が存在することとなったが、一つの都市計画区域とならないか。一方、地域毎の歴史的背景に根付いたまちづくりの経緯があるので、一つにはできないのではないか。	地域毎の独自性を尊重したまちづくりを進めることが重要であること、また仮に統合した場合、非区域区分都市計画区域では区域区分を導入しなければならず、新たな土地利用規制が生じることから、都市計画区域の統合はしないことを説明した。

4 今後のスケジュールについて

概ね下記のような予定で進めていきたいと考えている。

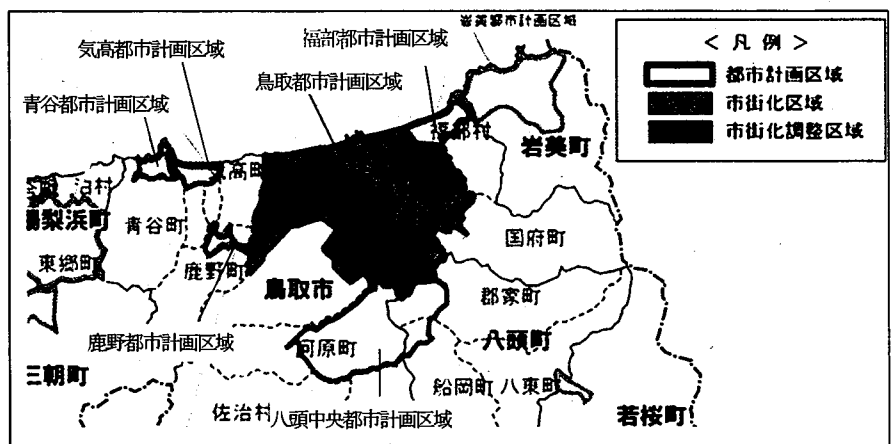
令和2年3月 常任委員会報告(今回)	令和2年10月頃 市町本協議、公告・縦覧、都市計画審議会
令和2年4月～ パブリックコメント・公聴会等	令和2年12月頃 国本協議、決定告示

(参考) 都市計画区域マスタープランとは(都計法第6条の2第2項)

都道府県が、都市計画区域毎に、区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)をはじめとする都市計画の基本的な方針を定めるもの。個別具体的な都市計画を定める際の指針となる。

■区域区分の決定の有無及びその方針(必須)

- 都市計画の目標
- 土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針



県管理道路に隣接する土砂災害警戒区域(急傾斜)の緊急点検の結果について

令和2年3月19日
道路企画課
治山砂防課

令和2年2月5日(水)に神奈川県逗子市において市道に隣接する民地法面(土砂災害警戒区域)の崩落による死亡事故が発生したことを受けて、県管理道路に隣接する土砂災害警戒区域(急傾斜)を緊急点検しましたので、その1次調査結果を報告します。

1 緊急点検(1次調査)の概要

- (1) 調査対象：県管理道路に隣接する土砂災害警戒区域(急傾斜)
- (2) 調査期間：2月12日(水)から3月6日(金)
- (3) 調査方法：道路敷から斜面の変状及び道路敷内への落石等の状況を目視調査し、
 - 1 異常なし(斜面変状なし、道路敷内への落石等なし)
 - 2 変状あり(変状が軽微なもので経過観察、維持工事対応)
 - 3 変状あり(2次調査を行い斜面の詳細点検が必要)
 - 4 緊急対応(法面崩落の可能性)
 の状況を取りまとめる。

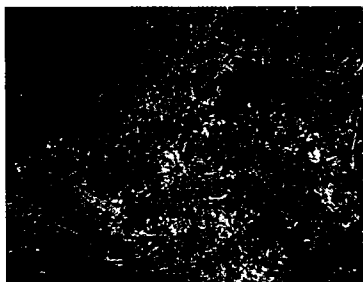
2 緊急点検(1次調査)の結果

種別	変状状況	箇所数
1 異常なし		180箇所
2 変状あり(経過観察、維持工事対応)	道路敷から目視可能な軽微な変状(擁壁クラック、法面小崩落、オーバーハング等)	36箇所
3 変状あり(2次調査を要するもの)	斜面の詳細点検が必要	0箇所
4 緊急対応(法面崩落の可能性)	大きなクラックや崩落が進行している。	0箇所
計		216箇所

※緊急点検(1次調査)箇所として想定していた229箇所のうち13箇所は、市町村道に隣接する法面であったため、点検は市町村で実施していただくよう連絡済み。



擁壁クラック



法面小崩落



斜面のオーバーハング

3 今後の対応方針

緊急点検(1次調査)により、「2 変状あり(経過観察、維持工事対応)」とした36箇所について、今後の巡回パトロールにより重点的に経過観察を行うとともに必要に応じて道路維持工事による対応を行う。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】		県土整備部					
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
道路建設課 (中部総合事務所 県土整備局)	街路上井羽台線改良工 事(3工区)(交付金改良)	倉吉市 上井	打吹建設株式会社 代表取締役 小谷 裕司	145,310,000円 (予定価格) 158,288,900円	令和2年4月15日 ～ 令和3年1月18日	令和2年2月26日	制限付 一般競争入札 (6社)
河川課 (鳥取県土 整備事務所)	大路川広域河川改修工 事(清水川排水機場3工 区及び倉田排水機場3工 区)	鳥取市 吉成南町 外	北村屋木材株式会社 代表取締役 有田 繁博	144,320,000円 (予定価格) 155,252,900円	令和2年2月4日 ～ 令和3年1月29日	令和2年2月4日	制限付 一般競争入札 (2社)
治山砂防課 (中部総合事務所 県土整備局)	大立下谷川火山砂防工 事(3工区)	倉吉市 大立	福井土建株式会社 代表取締役 福井 重秋	94,930,000円 (予定価格) 102,298,900円	令和2年3月23日 ～ 令和2年12月10日	令和2年2月3日	制限付 一般競争入札 (3社)
空港港湾課	鳥取港災害復旧工事(航 路浚渫)	鳥取市 港町地先	東洋建設株式会社山陰営業 所 所長 吉田 涼	197,230,000円 (予定価格) 220,938,300円	令和2年2月21日 ～ 令和2年3月25日	令和2年2月21日	制限付 一般競争入札 (3社)

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】		県土整備部					
主 務 課	工 事 名	工 事 場 所	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	工 期	契 約 年 月 日	変 更 理 由
技術企画課 八頭県土 整備事務所	土師川外災害復旧工事 (30年災64号、65号、2 21号及び355号)	八頭郡 智頭町 河津原外	有限会社徳吉建設 代表取締役 八田 富士夫	(当初契約額) 118,800,000円	令和元年8月2日 ～ 令和2年3月13日	(当初契約年月日) 令和元年8月2日	-
					(変更後工期) 令和2年12月28日	(第1回変更契約年月日) 令和2年2月10日	
技術企画課 八頭県土 整備事務所	千代川外災害復旧工事 (30年災111号及び23 3号)	八頭郡 智頭町 中原外	山陰建設株式会社 代表取締役 上田 俊一	(当初契約額) 98,280,000円	平成30年12月10日 ～ 令和元年12月12日	(当初契約年月日) 平成30年12月10日	-
				(第1回変更後契約額) 102,900,000円 (変更額) 〔 4,620,000円 〕	(変更後工期) 令和2年2月26日	(第1回変更契約年月日) 令和元年10月17日	
				(第2回変更後契約額) 102,962,700円 (変更額) 〔 62,700円 〕		(第2回変更契約年月日) 令和2年2月17日	護岸の裏込め材に使用 する再生砕石が不足し、 入手困難であったため、 新材を使用したことによ る工事費の増

県土整備部

【変更分】

主 務 課	工 事 名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工 期	契約年月日	変更理由
技術企画課 八頭県土 整備事務所	八東川災害復旧工事(3 0年災33号及び36号)	八頭郡 八頭町 日田外	株式会社竹内組 代表取締役 竹内 秀彦	(当初契約額) 176,364,000円	平成30年11月19日 ～ 令和元年12月23日	(当初契約年月日) 平成30年11月19日	—
				(変更後工期) 令和2年2月28日	(第1回変更契約年月日) 令和元年10月4日	ブロック積護岸の施工にあたり、コンクリートブロック材料の不足により、その確保に時間を要したことによる工期延伸	
				(第2回変更後契約額) 191,453,800円 (変更額) 〔 15,089,800円 〕	(第2回変更後工期)	(第2回変更契約年月日) 令和2年1月16日	労務不足のため、間知ブロック張工を施工性のよい大型ブロック積工に変更したことによる工事費の増
				(第2回変更後契約額) 192,307,400円 (変更額) 〔 853,600円 〕	(第2回変更後工期)	(第2回変更契約年月日) 令和2年2月26日	掘削時に想定以上に崩壊したコンクリート塊が出てきたため、処分量が増加したこと等による工事費の増
技術企画課 八頭県土 整備事務所	千代川外災害復旧工事 (30年災107号、108号 及び354号外)	八頭郡 智頭町 中原	こおげ建設株式会社 代表取締役 山根 敏樹	(当初契約額) 185,004,000円	平成31年1月23日 ～ 令和2年2月28日	(当初契約年月日) 平成31年1月23日	—
				(第1回変更後契約額) 183,414,240円 (変更額) 〔 △1,589,760円 〕	(変更後工期) 令和2年3月25日	(第1回変更契約年月日) 令和2年2月28日	・仮締切に使用する大型土のうを他工事から転用したことによる工事費の減 ・10月の豪雨により、仮設道路路が一部流出し、その再設置に日数を要したことによる工期延伸

【変更分】

県土整備部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
技術企画課 八頭県土 整備事務所	白坪川外災害復旧工事 (30年災137号、138 号、189号、190号、25 9号及び268号)	八頭郡 智頭町 西谷	有限会社徳吉建設 代表取締役 八田 富士夫	(当初契約額) 135,756,000円	平成30年11月29日 ～ 令和元年12月12日	(当初契約年月日) 平成30年11月29日	-
				(第1回変更後契約額) 142,293,080円 (変更額) 6,537,080円	(変更後工期) 令和2年2月28日	(第1回変更後契約年月日) 令和元年12月5日	資材及び労務の不足に より、当初工程での施工 が不可能となったことによ る工期延伸
道路建設課	街路葭津和田町線橋梁 上部工事(A1-P3)(防 災安全交付金)	米子市 和田町	街路葭津和田町線橋梁上部 工事(A1-P3)日本ピーエ ス・美保テクノス特定建設工 事共同企業体 代表者 株式会社日本ピーエス鳥取営 業所 所長 石井 和正	(当初契約額) 400,788,000円	平成31年1月4日 ～ 令和2年2月18日	(当初契約年月日) 平成31年1月4日	-
				(第1回変更後契約額) 407,420,600円 (変更額) 6,632,600円	(変更後工期) 令和2年3月19日	(第1回変更後契約年月日) 令和2年2月6日	・市道の安全確保のため、橋梁の投下物防止柵を仮設防護工事のある時期に設置したことによる工事費の増 ・別途施工中の上部工事(P3-A2)との工程調整による工期延伸

【変更分】

県土整備部

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
河川課 (中部総合事務所 〔県土整備局〕)	北条川放水路改修工事 (護岸工)(9工区)	東伯郡 北栄町 弓原	馬野建設株式会社 代表取締役社長 馬野 慎一郎	(当初契約額) 83,592,000円	平成31年3月5日 ～ 令和2年2月28日	(当初契約年月日) 平成31年3月5日	-
				(第1回変更後契約額) 100,033,560円 〔 (変更額) 16,441,560円 〕		(第1回変更契約年月日) 令和元年9月9日	建設発生土の受け入れ 先工事現場との調整によ り、土砂運搬距離が変更 となったことによる工事 費の増
治山砂防課	はわい長瀬地区林地荒 廃防止施設災害復旧工 事(30年災第1号)(1工 区)	東伯郡 湯梨浜町 はわい長瀬	はわい長瀬地区林地荒廃防 止施設災害復旧工事(30年 災第1号)(1工区)井中組・才 グラフ建設特定建設工事共同 企業体 代表者 株式会社井中組 代表取締役 井中 紳二	(当初契約額) 223,128,000円	平成31年2月8日 ～ 令和2年2月2日	(当初契約年月日) 平成30年11月2日	-
				(第1回変更後契約額) 219,030,480円 〔 (変更額) △4,097,520円 〕	(変更後工期) 令和2年2月21日	(第1回変更契約年月日) 令和2年1月28日	・既設消波ブロックを撤 去した際、地中に埋没し ている消波ブロックが想 定よりも多く発見され、再 利用可能であったため、 消波ブロック製作を取り やめたことによる工事費 の減 ・工事用道路の撤去後、 土地所有者及び施設管 理者へ引渡し前の現地 確認の調整に期間を要し たことによる工期延伸
				(第2回変更後契約額) 276,853,538円 〔 (変更額) 57,823,058円 〕		(第2回変更契約年月日) 令和2年2月19日	令和元年台風19号など に伴う高波により、リース の仮締切鋼矢板(622枚) が大きく変形して返却不 能となり、矢板を購入す る必要が生じたことによ る工事費の増(契約約款 第29条不可抗力による 損害)